

平成26年度経済産業省事後評価実施計画

1. 平成26年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定、平成19年3月30日一部変更、平成22年5月25日一部変更。）及び「経済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、平成26年度経済産業省事後評価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第7条第2項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

平成26年度の間とする。

4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

① 評価対象

経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる27施策を対象とし、評価書を作成する。

② 評価方法

評価対象となる施策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。